

様式第15号（規則第25条関係）

一般廃棄物処分業許可証

指令環第382号

事業所所在地 大館市花岡町字堤沢42番地
事業所名 株式会社 エコリサイクル
代表者 代表取締役 梶原 史洋

令和8年3月9日付けで申請のあった一般廃棄物処分業について、大館市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第37条第2項の規定により次の条件を付して許可する。

記

1. 取扱廃棄物の種類 一般廃棄物（ごみ）
2. 処 分 の 別 中間処理（破碎・選別）
3. 許 可 期 間 令和8年4月1日～令和10年3月31日
4. 許 可 条 件 別紙注意事項を遵守すること。なお、取り扱うことができる廃棄物は下記に限る。
 - ・使用済家庭用機械器具類及びその構成部材類
 - ・自治体及び一部事務組合の一般廃棄物処理施設等から排出される不燃物および小型二次電池

令和8年3月18日

大館市長 石 田 健 佑



大館市一般廃棄物処理業許可取得後の注意事項

大館市市民部環境課

一般廃棄物処理業の許可を受けた者は、その業を行うにあたっては、果たすべき役割の重要性を認識し、特に次の各事項について留意してください。

【関係法令の厳守】

関係法令を厳守するとともに、その業務を自らの責任において適正に行ってください。関係法令の解釈について疑義が生じたときは、遅滞なく法令を所管する官公署と協議してください。

【取り扱う一般廃棄物の制限等について】

収集運搬業にあつては、許可証に明記され、かつ一般廃棄物の持ち込み先で処理できる物以外は取り扱うことができません。

処分業にあつては、許可を受けた自社処理施設で取り扱うことができる品目、能力等を十分に考慮して、一般廃棄物の排出先及び内容をよく確認し、その範囲を超えるものは受け入れることのないようにしてください。

【使用車両について】

使用車両として届出した車両以外は、大館市内において一般廃棄物処理業に使用することはできません。車両に変更が生じたときは、市長に届出が必要です。

【事故の報告】

一般廃棄物処理業務中に発生した事故については、事故の大小を問わず許可権者である市長に報告してください。

【変更の手続き】

許可取得後、申請事項に変更が生じた場合には、様式第16号「一般廃棄物収集運搬業(処分業)変更届」に必要書類を添えて届出してください。なお、事業の範囲を変更する場合は変更許可の手続き(様式第17号「一般廃棄物収集運搬業(処理業)変更許可申請書」)が必要となります。

【処理業の休止届及び廃止届】

一般廃棄物処理業者は、その業の全部又は一部を休止し、あるいは廃止しようとするときは、その旨を市長に届け出なければなりません。

【許可の取消し等】

当該許可を受けた者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律もしくはこの法律に基づく処分、大館市廃棄物の処理及び再利用に関する条例に違反した場合や、資格基準に適合しなくなった場合などには、営業の停止又は許可の取消しを命ずることがあります。

【その他の事項】

その他、以下に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 一般廃棄物の分別、減量化、資源化に努めてください。
- (2) 収集運搬処分の作業時には、安全の確保に十分留意してください。
- (3) 安全運転管理、衛生管理、教育研修等の体制を確立してください。